

日 銀 業 第 8 1 号
2 0 2 5 年 3 月 2 6 日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日 本 銀 行 業 務 局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正に関する件

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第46号）の施行に伴い、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）の一部を別紙のとおり改正し、2025年4月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

- 第二条第二項第二十一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項」に改める。